

## 教材⑧ ネットショッピングと電子マネー

知ってごまかす

### ！ 10歳代によくある相談事例

#### 事例1 オンラインゲーム

無料で遊べるオンラインゲームで知り合った人から、別のゲームサイトを紹介され登録した。その日のうちに登録を取り消したが、そのサイトから「8万円を今日中に支払うように。支払わなければ法的手段に訴える」とメールがきた。



ひとことアドバイス

「無料」とうたっているゲームでもアイテムが有料である場合が多く、利用の際に通信費がかかるので注意が必要です。

また、ゲームサイトで知り合った人から別サイトを教えられても安易にアクセスしないようにしてください。架空請求サイトへの誘導者かもしれない、アカウント乗っ取りの可能性があるため、ID・パスワードも絶対に教えてはいけません。

無料だと思っていたゲームサイトから請求されたり、自分が考えていた料金と違う過大な請求をされたりした場合、連絡したり支払ったりしないようにしましょう。連絡すると電話番号やメールアドレスなどの個人情報を伝えてしまうことになり、支払うと、簡単に支払う「カモ」としてほかのサイトからも請求される可能性があります。

有料の場合、事前に有料であることがわかりやすく表示されていないなりません。心配になったら居住地の消費生活センターに相談しましょう。

#### 事例2 ネット通販詐欺

インターネットサイトで、ほしかったブランドのスニーカーを見つけた。キャンペーン中で、通常の半額以下だったので、売り切れないうちに、と急いでお金を振り込んだ。商品が届くとデザインや色が少し違っていった。返品しようと販売サイトにメールしても返信がない。電話番号も載っていない。



ひとことアドバイス

一般的な価格より安すぎる価格で販売されている場合は二セモノではないか、注意が必要です。

販売サイトの住所や連絡先のほか、そのサイトの評価や事業者が信用できるかなどを十分に調べてから購入しましょう。正規のサイトになりすましたサイトで注文したことによる被害もあるので、正規サイトのURLであるかも確認しましょう。支払方法でクレジットカードが利用できず、銀行振り込みのみを支払方法とし、振り込み先が個人名義の口座の場合も注意が必要です。

インターネットに限らず、通信販売はクーリング・オフ制度がありません。購入前にキャンセルや返品・交換について確認しましょう。

返品について記載があれば、それが優先されます。「返品不可」と記載されていれば返品できません。返品について記載がなければ、商品到着から8日間は送料消費者負担で返品することができます。

#### 事例3 電子マネー

インターネットでアダルトサイトにアクセスすると、クリックしていないのに登録完了となった。「登録した覚えはない」とメールを送ったが返信がなかったので問い合わせ番号に電話した。相手の言うままにコンビニに行き、端末の前で携帯電話から指示されたとおり、アダルトサイトが保有する電子マネー（プリペイドカード）に関する数字を入力などした後、端末から出てきたレシートに記載された10万円をレジで支払った。



ひとことアドバイス

プリペイドカードとは、事前に金銭をチャージ（入金）することで、商品やサービスの支払いとして利用できるものです。カードを持つための審査がないため誰でも簡単に持てる無記名式のカードが多く、第三者にギフトとして渡すものもあります。近年、チャージした金銭をプリペイドカード発行会社が保有するサーバで管理する「サーバ型」が増えており、カードそのものがなくてもカード番号だけで利用することができます。匿名性が高いため、誰がチャージしたか・利用したかわかりません。いったんチャージした金銭を取り戻すことは大変困難です。指示された番号にチャージしたりしないようにしましょう。トラブルに気づいたら、購入を証明するレシート等を保管し、早急にプリペイドカード発行会社に連絡しましょう。悪質業者が利用する前に使用を停止することが可能な場合もあります。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、居住地の消費生活センターに相談しましょう。

（出典：国民生活平成26年11月報道発表資料 [http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141118\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141118_1.pdf) を加工して作成）

